**令和４年度つながりをたやさない社会づくり特別助成交付要項**

１　助成の目的

　　コロナ禍により生じた生活困窮等様々な課題の影響は今後も継続するものと見込まれ、孤立する人たちの生活課題がさらに深刻化しています。

　　こうした課題を抱える人たちに対し、相談に乗る、必要な生活用品等の援助を行う、つながりを絶やさない仕組みを構築し孤立化を防ぐなど、様々な取り組みが実施されましたが、更に長期的な支援活動が必要な状況にあります。

　　そこで、このコロナ禍においても「つながりを絶やさない社会づくり」を目的として実施される事業に対し助成を行います。

２　助成対象団体

　　市町村社会福祉協議会

３　助成対象事業

　　コロナ禍に起因した困窮や孤立などの福祉課題を抱える人たちに対する次のような支援活動。

|  |
| --- |
| 〇　相談支援活動　：　相談支援、就労支援など〇　生活支援活動　：　生活必需品支援、生活環境の改善支援など〇　食支援活動　　：　食支援、学習支援など〇　ネットワーク支援活動　：訪問・見守り支援、協力団体との場づくりなど〇　その他茨城県共同募金会長が必要と認める支援活動 |

４　助成事業の対象期間

　　令和４年４月１日～令和５年３月３１日

　　令和４年４月１日以降の活動であれば、助成決定前の活動も対象とします。

５　助成額

事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成します。

助成総額は１，０００万円を予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成率 | ９０％ |
| 助成限度額 | ４００，０００　円 |

６　助成対象経費

　　コロナ禍による課題解決を行う支援活動に必要な経費を対象とします。ただし行政等の公的財源が見込まれるもの（費用が区分けできるものを除く）は除きます。

７　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとする場合は、助成申請書に指定の書類を添付し、茨城県共同募金会に１部提出してください。

　　今回は随時課題解決に対応できるよう申請期間を長期に設定しました。ただし、申請期間内であっても助成総額に達した時点で終了とさせていただきます。

**申請受付期間　　令和４年４月１日～１２月２日**

８　助成決定

　　令和４年６月以降順次決定し本会ホームページで公表します。

９　助成金の支払

　　助成金は、原則として助成事業が終了しその額が確定した後に支払います。

　　ただし、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成金を全額概算払いします。

１０　助成金の支払

　　助成事業者は、事業完了後１カ月以内若しくは令和５年３月３１日までに実績報告書と収支決算書を添えて助成金交付請求書を会長に提出しなければなりません。

１１　その他

　　その他、本要項に定めのない事項については、「社会福祉法人茨城県共同募金会地域域福祉特別助成方針」によるものとします。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】社会福祉法人　茨城県共同募金会　〒310-0851　水戸市千波町1918 　茨城県総合福祉会館内℡　０２９－２４１－１０３７　　ＦＡＸ　０２９－２４４－１９９３　e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp |